

伊藤マンション管理士事務所通信

2020年（令和2年）1月25日
第00070号(隔月発行)

編集／発行者：伊藤マンション管理士事務所
住所：神奈川県相模原市南区旭町 15-33-710
電話：042-851-5056
URL: <https://www.ito-mankan.com/>

IT活用取り組み・増税対応

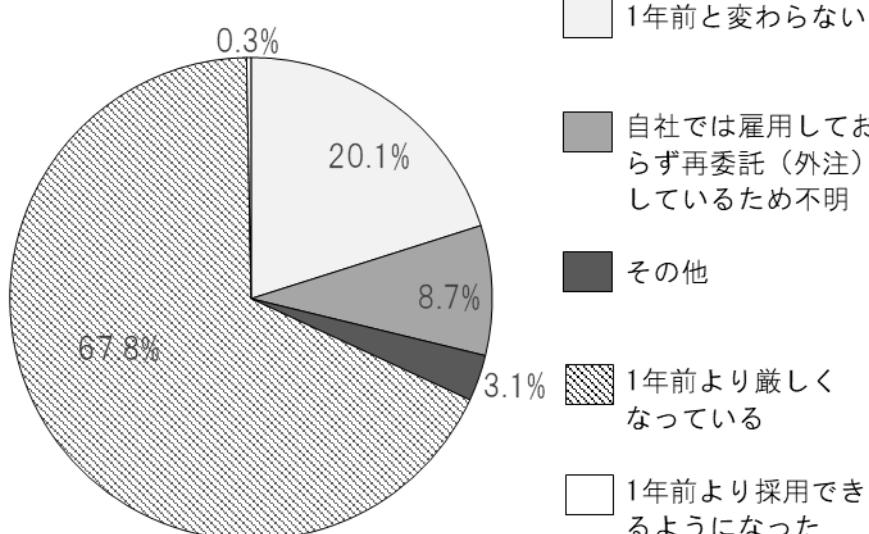
7項目で設問

現場従業員の雇用、1年前より厳しい。一般社団法人マンション管理業協会（管理協）が昨年11月15日に公表した「マンション管理トレンド2019」結果で、7割近くの会員企業がそう回答している。2割以上は現場従業員が「大いに不足」している、と答えた。

マジション管理 トレンド調査 外国人労働者採用 8.5%

管理協

現場従業員の雇用状況



「LIFULL」との 業務提携を承認 今年4月以降めどに開始

一般社団法人日本マンション管理士会連合会（日管理連、瀬下義浩会長）は昨年11月28日、LIFULL（本社東京、井上高志社長）との業務提携を同日開いた臨時総会で承認した、と発表した。

LIFULLが運営する不動産・住宅情報サイト「LIFE,S」に掲載される中古マンション物件の売買情報に、日管連が実施する「マンション管理適正化診断サービス」の診断結果を表示する。診断を実施したマンションで、管理組合の了解を得られた物件が表示の対象だ。今年4月以降の開始を目指す。

マンション管理適正化診断サービ

スは、長期修繕計画や修繕積立金、法定点検、修繕工事実施状況など18項目を診断し、S・A・Bの3段階で管理状況を評価する。2015年7月からサービスを実施し、昨年10月末時点で98.67棟の診断実績がある。

今回表示対象になるのはS・A評価を受けたマンションだ。表示の仕方は現在検討中。いS・Aの評価結果のほか、個別の診断項目に対する評価についても一定の情報を公開する見通しだ。

物件情報への診断結果表示は、いわば売買情報にその物件の公用部分における管理状況の「目安」が提供される形になら、この点について両者は「日本初の試

現在、同・マンション管理業協会による「マンション管理適正評価研究会」が管理制度の構築を図るなど、既存マンションの管理状況評価・評価結果の市場公開を進める動きが出ていた。会見で瀬下会長は「(研究会による評価制度)リシングができるようになら、したい」と述べた。(マンション管理)

判例ファイル

多発する侵入窃盗事件の容疑者と目されていましたマンション居住者が各フロアに設けられた、ごみステーションに出したごみ袋を、管理会社や再委託先清掃会社担当者の協力を得て任意提出してもらい警察官が内容を確認したことは適法。建造物侵入・窃盗などの罪で逮捕・起訴された被告人が、こうした手法で収集・採用された証拠は「違法収集証拠」として排除されるべきだ、などとして無罪を主張した事件の控訴審で東京高裁はおととし9月、一審同様同行為は適法だとし懲役4年の刑を言い渡した。被告人は上告している。

この被告人は同様の罪で前科があり
2013年10月ごろから多発して
いた会社事務所を狙った侵入窃盗事件の
容疑者として浮上。警察が行動確認の
ため管理会社に捜査関係事項照会を行

い、マンションの防犯カメラ画像をチェックしていた経緯があった。だが捜査がうまく進まず、被告人の出すごみを調査することになった。管理会社らから任意提出された、当該フロアから出されたごみ袋からは盗まれた現金に挟まっていたメモの一

清掃会社に移転し、重畠的に占有しているもの」と指摘。その上でごみの捜査は、管理会社が犯罪捜査に協力している状況で清掃会社の従業員と協議して行われたものだとしてメモが含まれていたごみ袋は、ごみの「所有者」から任意に提出を受けた物を警察が取得したもので、内容を確認した行為は取得物の占有継続の要否を判断

部が発見された。

判決では、ごみステーションに出されたごみは「遅くとも清掃会社が回収した時点で、ごみを捨てた者からマンションのごみ処理を業務内容としている管理組合、その委託を受けた管理会社およびさらにその委託を受けた

するためには必要な行為だった、と結論付けた。

判決では「居住者はごみがそのまま回収され、みだりに他人に内容を見られる事はないという期待を有している」とも指摘したがそのことを踏まえても、相当の「必要性があった」と述べた（判例時報 2424 号）
(マンション管理新聞 1126 号)

編集後記